

エ・13・0（有効期間：令和15年3月末）
（保存期間：令和15年12月末）

一般（人少、広相、
刑企、捜一）第19号
令和5年1月27日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）

高齢者虐待事案への適切な対応については、「高齢者虐待事案への適切な対応について」（平成24年9月12日付け一般（生企）第296号）により示してきたところであるが、令和5年2月1日から高齢者虐待事案通報票等に係る公印の押印省略を実施することとした。

各警察署にあつては、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が制定されたことを踏まえ、引き続き、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

記

第1 定義（法第2条関係）

1 高齢者の定義

「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待」とは、家庭における養護者（親族、その他の現に高齢者を養護する者）又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

(2) 養護の著しい怠り（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置等養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分し、又は不当に財産上の利益を得ること。

第2 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法7条及び法第21条関係）

法7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第2項では、第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。

また、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない旨が、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。

したがって、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村へ通報をすること。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであるため、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して、高齢者虐待が行われた可能性がある判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

なお、被害高齢者に対する身体的暴力等の有無については、警察官による視認等で確実に確認すること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に該当するかどうかの判断が困難な場合があり得る。

このようなときには、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。

また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とする

こと（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から、虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が高齢者の配偶者から行われた場合は、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。

このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票（令和3年10月6日付け一般（人少）第191号）」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察署で認知した高齢者虐待事案については、生活安全（刑事生活安全）課に集約し、同課から市町村に通報するものとする。

警察本部で通報を受理した場合は、当該高齢者の居住地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

警察署においては、通報先部署名、電話番号等をあらかじめ市町村に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間においても確実に連絡がとれるよう、市町村に申し入れておくこと。

通報は、原則として、別添1の高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。

休日・夜間において、急を要する通報が必要な場合は、当直から市町村へ電話により通報を行い、後日、高齢者虐待事案通報票を送付すること。

通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添2を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

被害高齢者が市町村等関係機関による施設等への入所を拒否するなどして、虐待行為者との同居が継続するような場合は、必要に応じて家庭訪問や電話連

絡するなどして、その後の状況を継続的に把握すること。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 組織による的確な対応の徹底

(1) 組織的な対応

警察署において高齢者虐待事案を認知した場合は、警察署長及び本部対処体制（令和2年4月21日付け一般（人少、生企、刑企、捜一）第20号）に速報し、検挙措置等と保護対策等を並行して実施するよう本部対処体制の助言・指導を受けて速やかに当該事案の処理方針及び処理体制を決定するなど、組織的な対応を徹底すること。

被害者支援の対応が必要となる場合は、被害者支援担当部門にも報告すること。

また、休日・夜間に市町村が対応しなかったため、被害高齢者に長時間にわたり待機を余儀なくさせた事案や警察業務への負担を生じた事案については、その経緯、対応状況、被害高齢者の反応等を本部対処体制（人身安全当直）に速やかに報告すること。

高齢者虐待事案通報票（別添1）と高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別添3）にあっては、市町村への通報や、市町村から警察署長に援助依頼があった都度、写しを人身安全少年課にメール等で報告すること。

(2) 行為者に対する措置

高齢者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として高齢者を救出保護すること。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第3 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが規定されている。

警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援

助依頼書（別添3）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討し、事案に応じた適切な援助に努めること。

事前協議の窓口は、生活安全（刑事生活安全）課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他課にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第4 その他の留意事項

1 関係各課の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全課、刑事課、地域課、被害者支援担当等関係各課で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、県関係部局や民生委員を含む関係機関・団体等との連携を強化し、施設に入所させるなど被害高齢者の安全を確保するとともに、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案への適切な対応を推進するため、法の内容等について、随時の教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。